

米沢市住宅リフォーム等各種補助金制度のご案内

米沢市住宅リフォーム支援事業費補助金

◆助成内容

①以下の3つの世帯のいずれかに該当し、対象工事を含む全体工事費の20%で限度額30万円

I 移住世帯：平成31年4月1日以降に県外から市内に移住したまたは平成23年3月11日から平成31年3月31日までの間に東日本大震災の被災地（岩手、宮城、福島各県に限る）から移住した世帯員がいる世帯。

II 新婚世帯：申請日において、婚姻してから5年以内の世帯。

III 子育て世帯：平成18年4月2日以降に出生した世帯員が3人以上いる世帯。

②上記以外の世帯は、対象工事を含む全体工事費の10%で限度額15万円

③減災対策工事は、全体工事費の80%で限度額30万円

※減災対策工事とそれ以外の工事は併用もしくは、それぞれ1回申請することが可能です。

《共通事項》

◆対象者

① 市内に自ら居住する住宅または居住予定の空き家等について、米沢市内に本店を有する施工業者（減災対策工事を除く）とリフォーム工事等の契約をする方で、市税の滞納がない方。

② 令和7年2月10日までにリフォーム工事等の完了届を提出できる方。

◆対象工事

以下の5つの要件工事のいずれかを含み、かつ一定基準（※）を満たす住宅のリフォーム等工事で、工事費の総額が10万円以上となるもの。（※）県の定める基準点で10点（工事費が50万円未満の場合は5点）以上となる必要があります。

①減災対策工事、②寒さ対策・断熱化（ヒートショック対策）③バリアフリー化工事、④克雪化工事、⑤県産木材を使用する工事

（注）令和6年度に以下の制度を利用する工事は、本補助制度と工事内容が異なるものは補助対象になりません。

- 介護保険制度に伴う住宅改修（高齢福祉課）
- 米沢市公共下水道普及促進補助金（水道課）
- 米沢市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金（下水道課）
- 米沢市空き家・空き地利活用支援事業補助金（建築住宅課）
- 米沢市融資あっせん及び利子補給制度（業務課）

◆提出書類＜詳細は、交付申請書の裏面を参照。＞

【申請時】交付申請書・基準点チェックリスト・工事図面（チェックリストの点数が確認できるもの）・工事見積書・着工前写真（工事箇所全て）・市税の納付に関する証明書・住民票の写し・暴力団排除に関する誓約書・県産木材使用量計算書（県産木材を使用して基準点を満たす場合のみ必要です。）

【完了時】完了届・補助金振込依頼書兼委任状・預金通帳等の写し（名義人、銀行支店名、口座番号がわかるところ）・工事中及び工事完了時の写真・工事代金の領収書の写し・工事契約書の写し（交付決定通知日以降で工事請負契約締結・着工が行われていること）※・「やまがた県産木材利用センター」が発行する販売管理表の写し、県産木材使用量計算書（県産木材を使用して基準点を満たす場合のみ必要です。）
※工事契約書の写しは完了時の提出になりますのでご注意ください。

◆受付開始日

令和6年4月1日（月）～

（先着順で予算がなくなり次第終了）

米沢市住宅耐震改修事業費補助金

◆対象工事

・市内に自ら所有し居住する木造住宅のうち、一定基準を上回る耐震改修工事で、工事費の総額が10万円以上になるもの（ソフト等による耐震診断が必要です。）

（注）耐震改修工事の補助は、リフォーム工事等の補助と合算可（工事内容が異なるものは補助対象になります。）

◆助成内容

工事費の8／10で限度額80万円

◆提出書類

申請にあたっては、事前協議が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

◆受付開始日

令和6年6月1日（木）～（先着順で予算がなくなり次第終了）

問い合わせ先等

◆申込書の配布先

米沢市役所2階建築住宅課（市のホームページからダウンロードも可能です。）

◆その他

交付決定通知を受ける前に、補助事業に係る工事請負契約を締結し着工しているもの、建築確認申請が必要な工事にあつては、確認済証の交付を受けていないものは、助成の対象になりません。建物を解体して、増築するような工事は対象にならない場合がありますので事前にご相談ください。申請後の増額変更は認められません。

◆担当 米沢市役所 建築住宅課住宅指導担当 電話0238（22）5111